

東京都多文化共生推進指針 (改定案)

はじめに

都は、2016年に日本人と外国人が共に東京の発展に向けて参加・活躍する新たな考え方に立った「東京都多文化共生推進指針～世界をリードするグローバル都市へ～」(以下「指針」という。)を策定し、多文化共生施策を推進してきた。

日本で暮らす外国人の数は、近年増加の一途をたどっている。新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、2021年から2022年に一時的に減少したものの、2019年に在留資格「特定技能」が創設されたこともあり、2024年6月末現在約359万人と過去最多を更新した。総人口に占める割合は2.9%となっており、30年前と比較してその数は約2.9倍に急増している。

また、2023年に公表された国立社会保障・人口問題研究所の日本の将来推計人口によれば、2050年における外国人住民は総人口の約7%にあたる約730万人に増加すると推計されている。

東京に暮らす外国人も増加し続けており、2025年1月現在、約72万人(在住外国人比率5.2%)と過去最多となっている。一部の自治体では、2025年時点で外国人人口の割合が既に10%を超えているところがあるなど、今後在住外国人はますます増加することが予想される。

一方、日本の国内人口は減少傾向にあり、将来に向けても、2050年の総人口は1億470万人と約2割減少することが予想されている。東京でも、総人口は2030年をピークに減少に転じることが見込まれており、今後生産年齢人口の減少も相まって、労働力不足の深刻化が懸念されている。

指針策定以降、外国人比率の更なる増加に加え、少子高齢化による人口減少、デジタル化の急速な発展など、社会は激しく、加速度的に変化してきている。

変化が激しく将来の予想がつかない今だからこそ、より先を見据えた「ビジョン」を描き、それを実現していくことが必要である。25年後に訪れる2050年の東京の多文化共生社会が、指針の基本目標である「全ての都民が東京の発展に向けて参加・活躍でき、安心して暮らせる社会」となっているよう、指針策定以降の社会変化や、東京都つながり創生財団の設立など多文化共生社会の推進に取り組む各主体の役割の変容を踏まえ、指針の改定を行う。

目 次

第1 東京の多文化共生社会 「いま」と「これから」	1
1 東京の人口と在住外国人の状況	1
2 2050年の東京を取り巻く状況	8
第2 多文化共生社会実現のために目指す基本目標と3つの施策目標	14
1 基本目標	14
2 施策目標と展開例	14
第3 多文化共生社会を実現するために必要な各主体の役割	24
1 国、東京都、東京都つながり創生財団、区市町村、区市国際交流協会、外国人支援団 体の役割	24
2 都民や企業、教育機関など全員参加による多文化共生推進	27

第1 東京の多文化共生社会 「いま」と「これから」

1 東京の人口と在住外国人の状況

近年の東京の人口動態は、新型コロナウイルス感染症（以下「コロナ」という。）の拡大に大きな影響を受けたが、2023年5月の5類移行に伴い、社会経済活動の回復や外国人人口の増加等により、東京の総人口は2025年1月現在で約1,420万人となった¹。東京の人口は、今後もしばらくは増加が続き、2030年の1,426万人をピークに緩やかに減少すると予想されている。地域別にみると、区部は2035年、多摩・島しょ地域は区部より早く2025年に人口のピークを迎える²。

今後、東京においても少子化による労働力人口の減少とともに経済規模が縮小し、都市としての活力の低下や経済活動の停滞、社会保障費の負担の増大などが懸念される。

（1）外国人人口

東京の外国人³人口は2025年1月現在で約72万人であり、2020年のコロナ禍以降、一時的に減少したものの、2023年から再び増加に転じている。

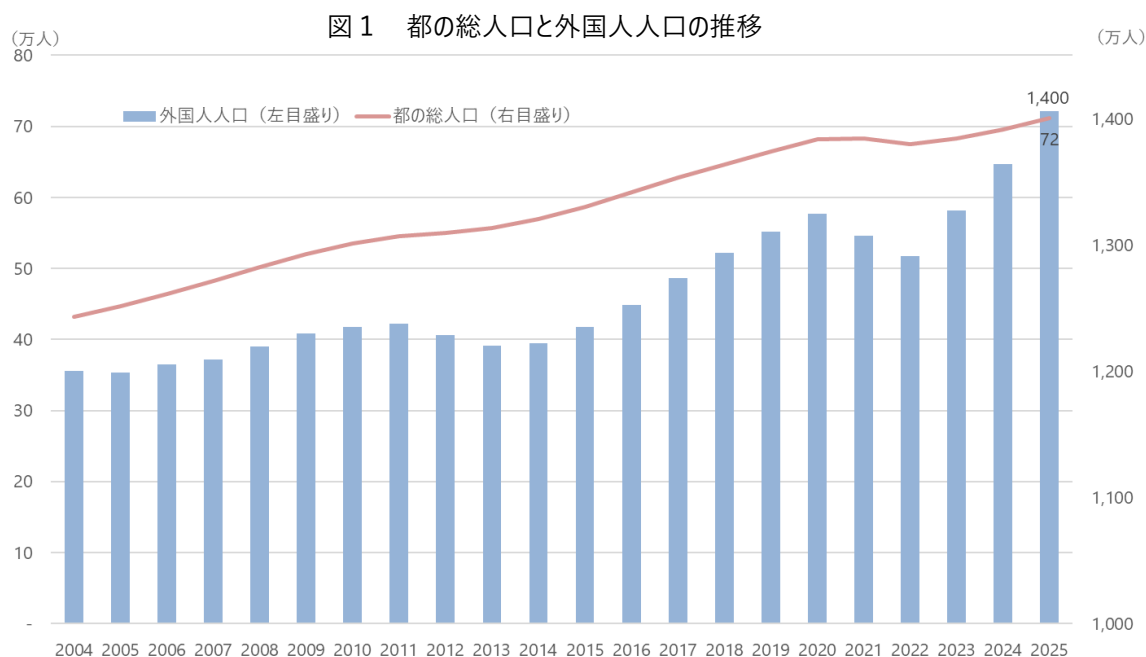
東京の総人口が20年前と比較して約12%増加しているのに対し、外国人人口は20年前と比較して約104%増加しており、過去最高となっている。【図1】

外国人人口は全国で東京が最も多く総人口に占める外国人割合も全国で最も高い。全国の外国人のうち約20%が東京で暮らしており、以下、愛知、大阪、神奈川、埼玉が続いている。【図2・3】

¹ 東京都総務局「東京都の人口（推計）」

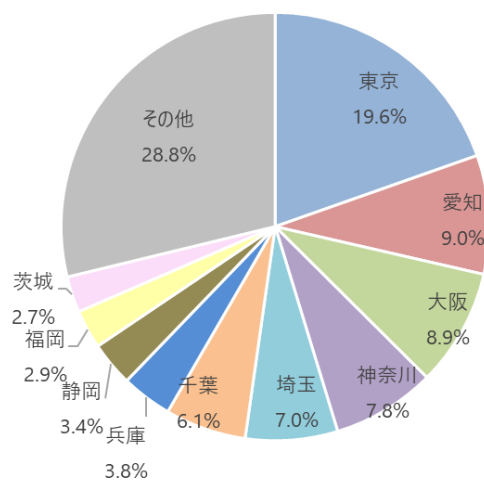
² 東京都政策企画局「「未来の東京」戦略 付属資料 東京の将来人口(令和6年8月改訂)」

³ 適法に3か月を超えて在留し、住民基本台帳に登録している外国人



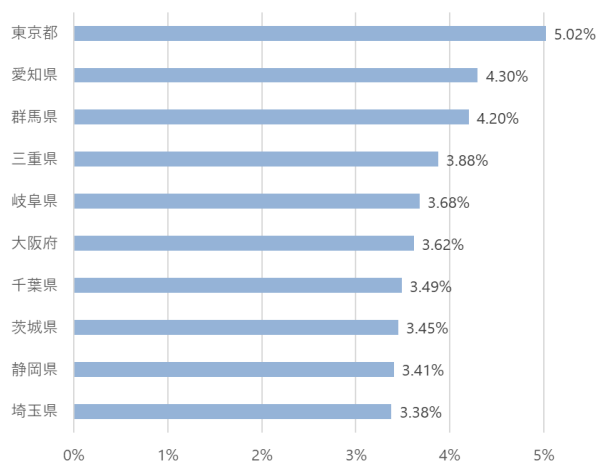
(資料) 東京都総務局「住民基本台帳による世帯と人口」を基に作成 ※各年 1 月 1 日現在

図2 在住外国人の都道府県別割合
(2024 年 6 月現在)



(資料) 法務省「在留外国人統計」を基に作成

図3 総人口に占める在住外国人の割合
(2024 年 6 月現在)



(資料) 法務省「在留外国人統計」及び各都道府県人口統計を基に作成

(2) 外国人労働者数

都道府県別外国人労働者数は、東京が最も多く全国の 25.4% を占める。【図4】

また、東京の外国人労働者数は増加しており、2024 年には 58 万 6 千人と、2016 年の 1.7 倍になった。【図5】

図4 都道府県別外国人労働者割合
(2024年10月現在)

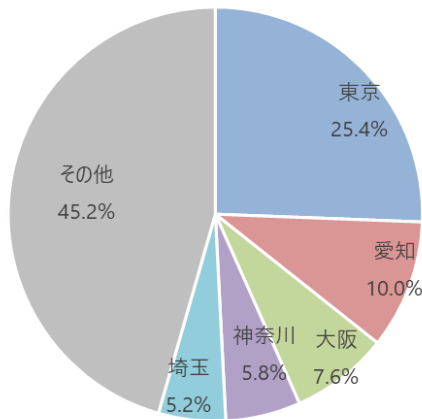
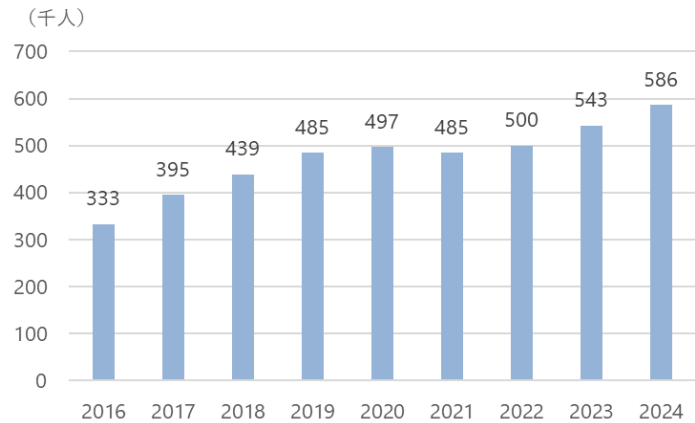


図5 東京都における外国人労働者数の推移

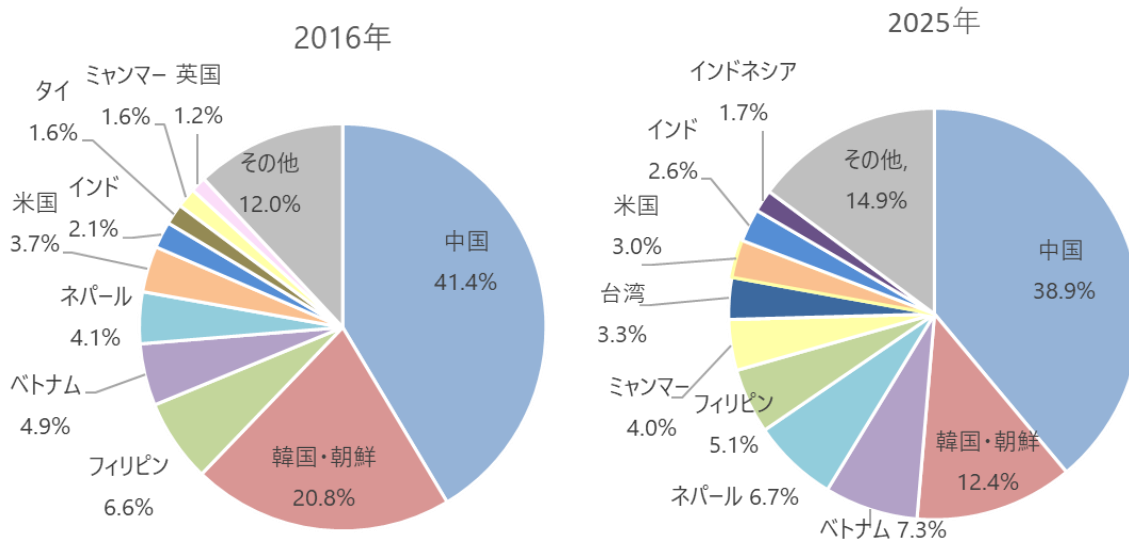


(資料) 厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況」を基に作成 ※各年10月末現在

(3) 国籍

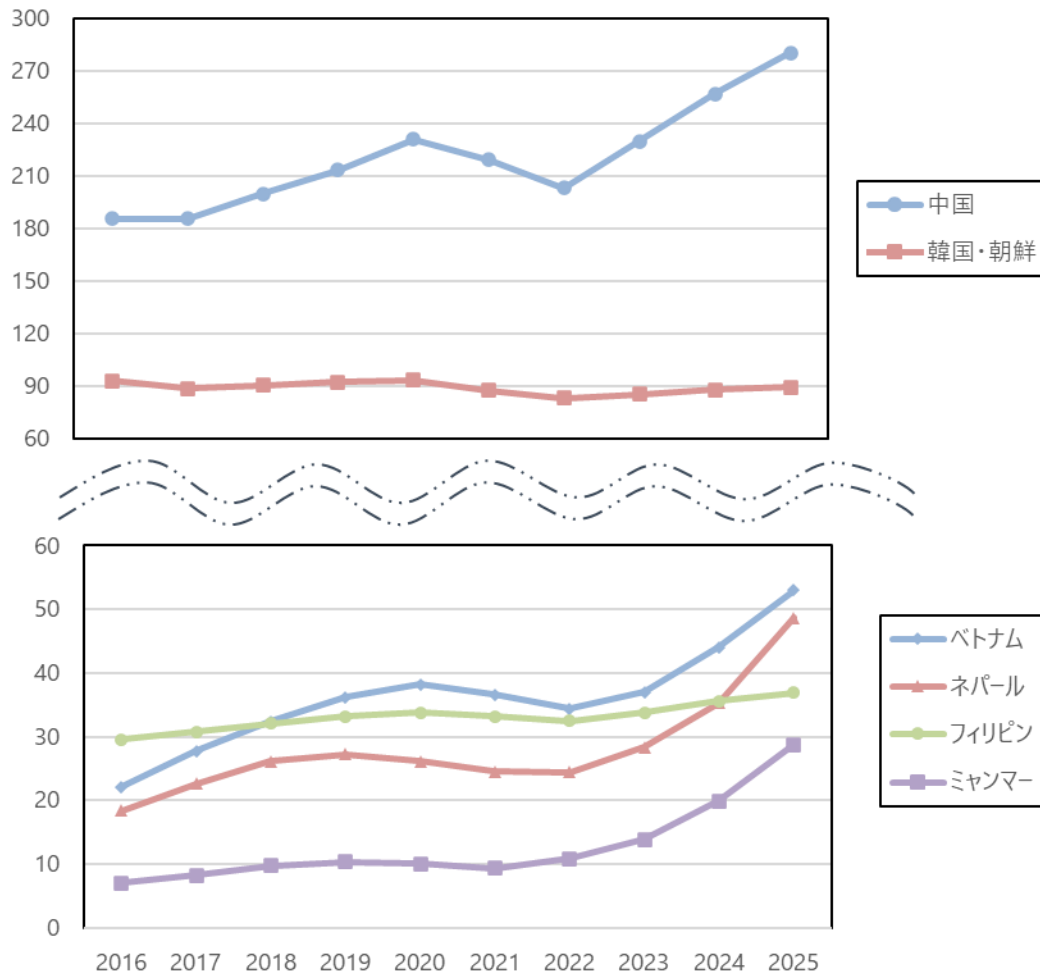
東京における在住外国人の国籍をみると、2016年は、中国籍と韓国・朝鮮籍で62%を占めていたが、現在はベトナム、ネパール、ミャンマー国籍の割合が増加し、多国籍化がますます進んでいる。2025年1月1日現在、196の国籍の外国人が住んでおり、東京には、多様な文化や価値観等を有する人々が集まっていると言える。【図6、図7】

図6 国籍別在住外国人の割合（東京都）



(資料) 東京都総務局「外国人人口」を基に作成

図7 国籍別外国人人口の推移（上位6か国）



（資料）東京都総務局「外国人人口」を基に作成

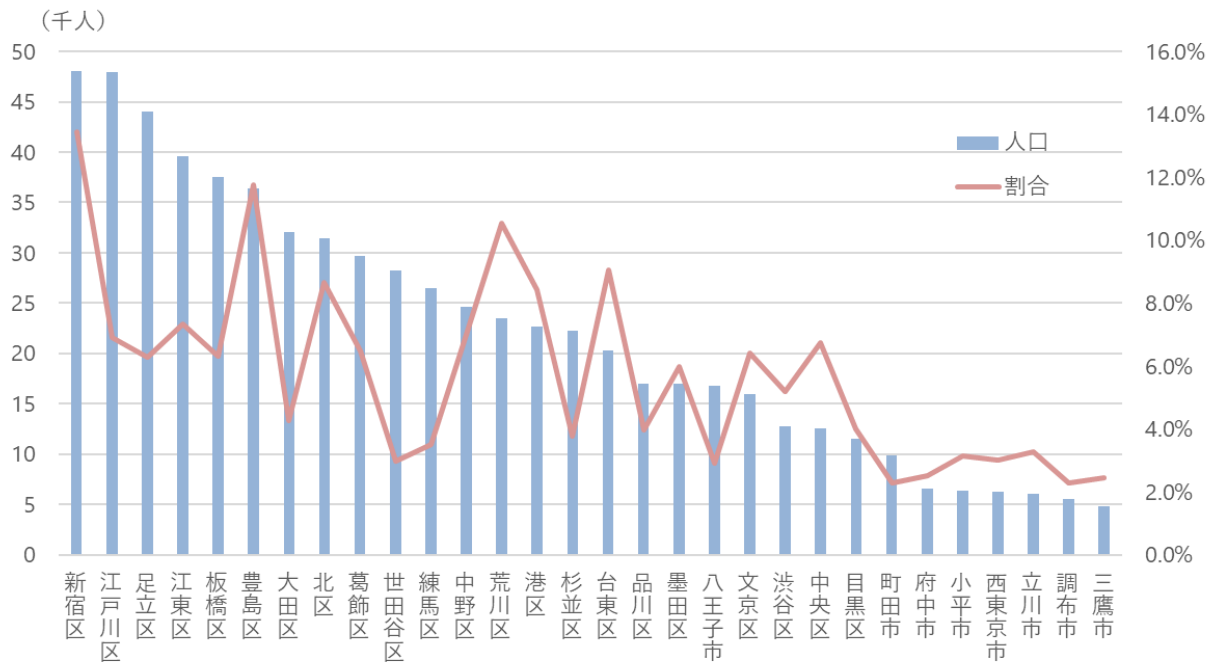
（４）区市町村別の外国人人口及び割合

2025年1月現在の外国人人口を区市町村別にみると、新宿区が多く、次いで足立区、江戸川区と続く。外国人人口の住民に占める割合は、新宿区、豊島区及び荒川区が10%を超えている。江戸川区や足立区、江東区は外国人人口が多いものの、区の人口も多いことから外国人の割合はそれほど高くない。区部と市部で比較すると、外国人人口及び住民に占める割合は、共に区部が多くなっている。【図8】

国籍別では、中国籍は江東区で最も多く、新宿区がそれに続く。韓国・朝鮮籍、ネパール国籍及び台湾籍は新宿区で最も多い。ベトナム国籍は、江戸川区や足立区に集中している。またフィリピン国籍は足立区が、そしてミャンマー国籍は豊島区が、米国籍は港区、インド国籍及びインドネシア国籍は江戸川区が最も多い。【表1】

このように、区市町村によって在住外国人の状況は異なっていることが分かる。

図8 東京都内区市町村別外国人人口・割合（上位30位）
（2025年1月現在）



（資料）東京都総務局「東京都の人口（推計）」、「外国人人口」を基に作成

表1 東京都内区市町村別国籍別外国人人口（上位3位）（2025年1月現在）

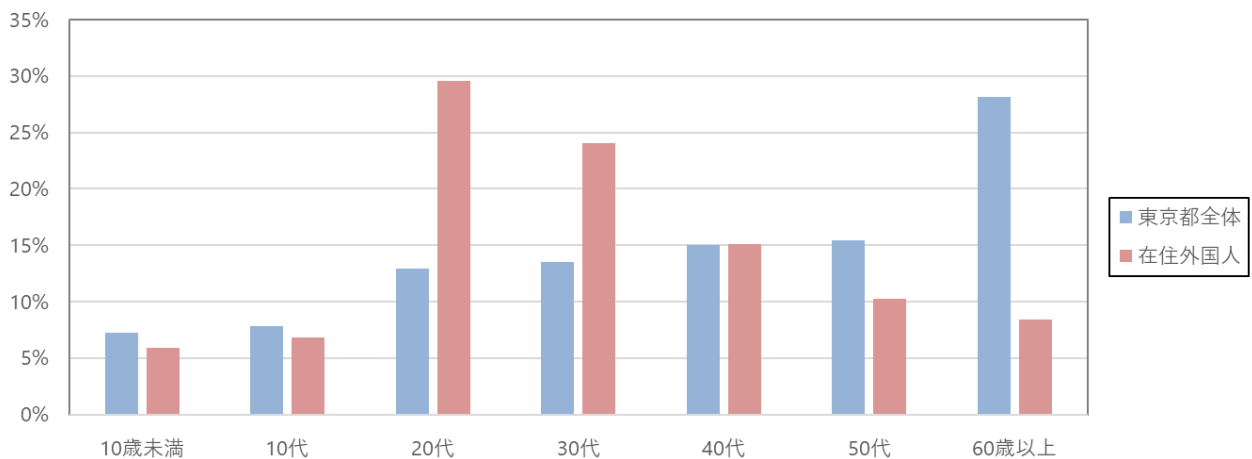
	国籍	第1位		第2位		第3位	
1	中国	江東区	19,953 人	新宿区	18,623 人	足立区	18,421 人
2	韓国・朝鮮	新宿区	9,089 人	足立区	6,796 人	江東区	4,499 人
3	ベトナム	江戸川区	4,124 人	足立区	4,042 人	大田区	2,960 人
4	ネパール	新宿区	4,384 人	大田区	4,087 人	豊島区	3,589 人
5	フィリピン	足立区	3,990 人	江戸川区	3,360 人	大田区	3,015 人
6	ミャンマー	豊島区	4,587 人	新宿区	2,919 人	北区	2,815 人
7	台湾	新宿区	1,949 人	豊島区	1,306 人	世田谷区	1,272 人
8	米国	港区	2,698 人	世田谷区	2,363 人	渋谷区	1,404 人
9	インド	江戸川区	7,484 人	江東区	4,076 人	台東区	799 人
10	インドネシア	江戸川区	1,017 人	足立区	881 人	大田区	789 人

（資料）東京都総務局「外国人人口」を基に作成

（５）年齢構成

東京の人口は、2024 年 1 月現在 60 歳以上の割合が 25%を超え、約 4 人に 1 人が高齢者である。一方で、都内在住外国人は 20 代が最も多く、20 代・30 代で 50%以上を占める若年層中心の年齢構成となっている。さらに近年は、外国にルーツを持つ 10 代や 10 歳未満の子⁴も増加しており、年少世代の割合も高くなっている。【図 9】

図 9 都人口・都内外国人人口の年齢別構成
(2024 年 1 月現在)



(資料) 東京都総務局「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」を基に作成

（６）在留資格から見た東京の特徴

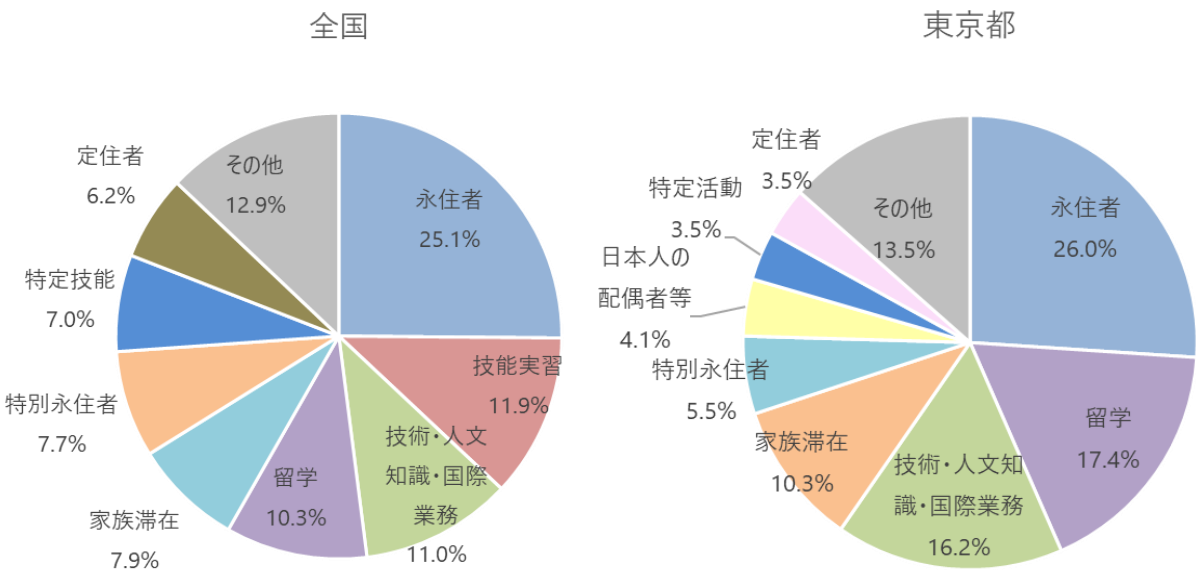
東京には、多くの企業や教育機関が立地しているため、在留資格別の割合でみると、全国に比べ「技術・人文知識・国際業務」など、専門的・技術的分野の在留資格と「留学」の比率が高い。【図 10・表 2】

専門的・技術的分野の人材も留学生もコロナ禍で一時的な減少が見られたものの、現在は再び増加している。【図 11】

都道府県別では、専門的・技術的分野の人材の 36%、留学生の 33%が東京に在留している。【図 12】

⁴ 自分の国籍に関わらず、親のいずれかまたはその両方が外国籍である子供や、日本語が母語ではない子供

図 10 在留資格別割合（2024 年 6 月現在）

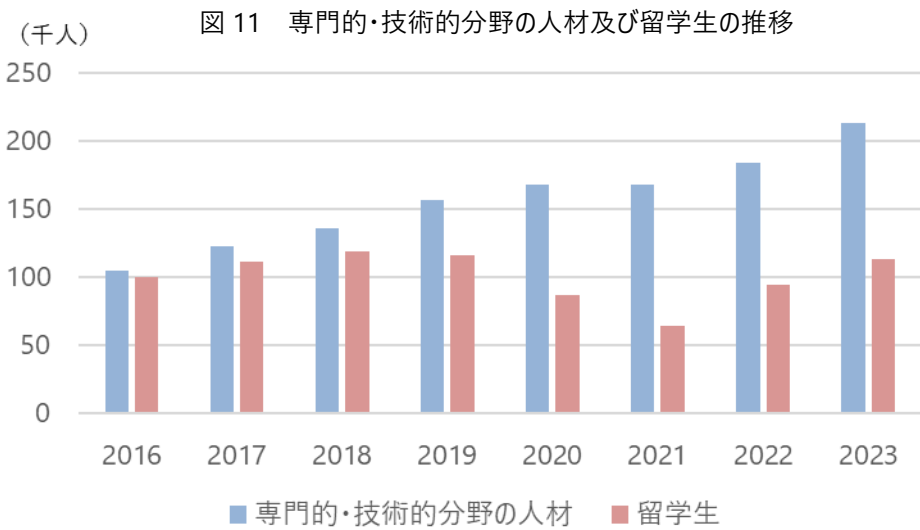


（資料）法務省「在留外国人統計」を基に作成

表 2 企業数等の全国に占める割合

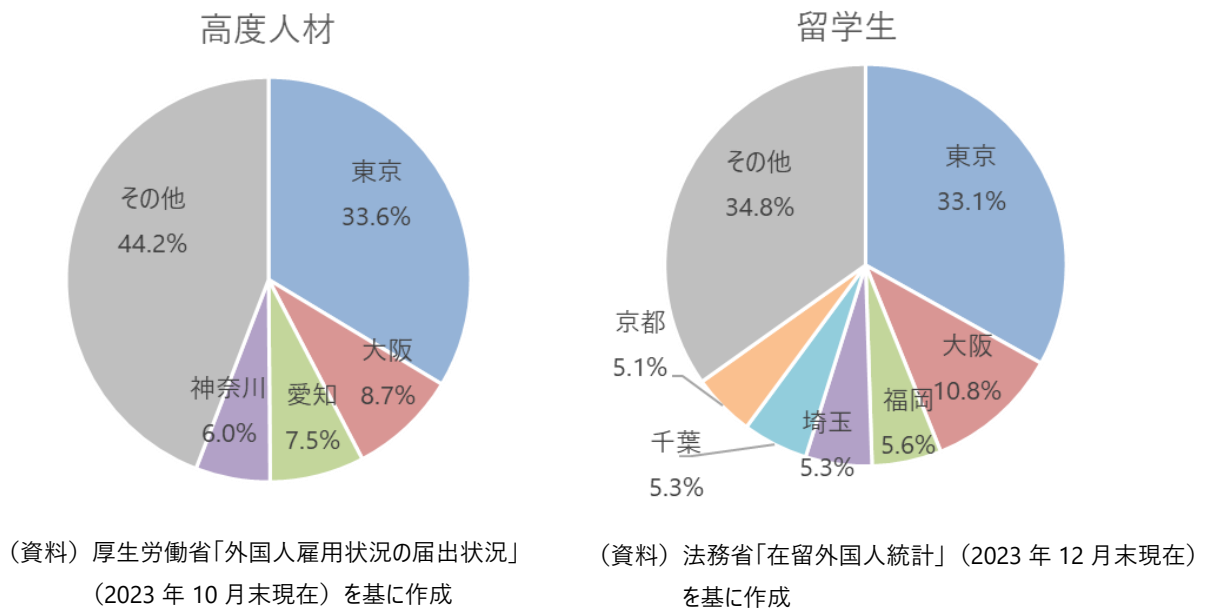
	東京都	全国に占める割合	調査年度
企業数（個人経営＋会社企業）	424,079社	12.5%	2021年
外資系企業数	2,374社	75.3%	2023年
大学数	145校	17.8%	2024年

（資料）東京都産業労働局「グラフィック東京の産業と雇用就業 2024」、
文部科学省「学校基本調査」を基に作成



（資料）専門的・技術的分野の人材は毎年 10 月末現在の数（厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況」より）
留学生は毎年 12 月末現在の数（法務省「在留外国人統計」より）

図 12 専門的・技術的分野の人材及び留学生の都道府県別割合



(7) 東京の在住外国人の状況のまとめ

東京には、文化的にも経済的にも様々な背景を持った外国人が、様々な地域で暮らしていることがわかる。また比較的短い期間で居住する人がいる一方で、定住する人の割合が高く、在住期間が長期化する傾向がある。それぞれの状況によって働き、学び、暮らすためのニーズは異なる。

今後、東京に暮らす在住外国人がますます増加する中で、これまでより一層地域の一員としての位置づけが大きくなるものと考えられ、東京において多文化共生社会を実現するためには、外国人に対する活躍支援と生活支援だけでなく、日本人と外国人との相互理解の促進も併せて総合的に展開する必要がある。

2 2050 年の東京を取り巻く状況

(1) 予測される社会情勢の変化

日本国内において在住外国人の割合は 2050 年に 7% に上ると推計される中、2025 年 1 月現在、都内には 7% を超える自治体が 9 団体ある。このような状況から、東京では多文化共生に向けた様々な問題・課題が顕在化しつつあるといえる。社会の変化が加速的に進

み、不確実性が一層増すなかにおいても、都は時代の変化・変革を先読みし、様々な課題に対応していかなければならない。そこで、予測される情勢変化を明らかにしたうえで、2050年の東京が目指すべき多文化共生社会を描き、その実現のために必要な方向性を提示することとしたい。

ア 人口動態の変化

(ア) 2050年の日本

国立社会保障・人口問題研究所の推計⁵によると、国内の総人口は2020年の1億2,600万人から1億470万人に約2割減少する。一方、高齢化率は2020年の28.6%から37.1%に上昇する。さらに、外国人は約730万人に増加し、総人口に占める割合は7%に上昇する。

(イ) 2050年の東京

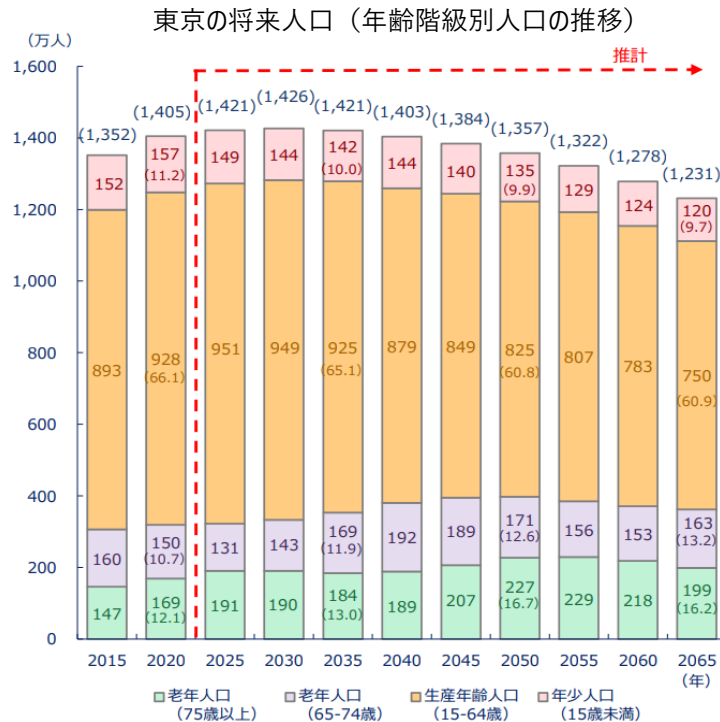
東京都の推計⁶によると、都内の総人口は2030年をピークに緩やかに減少する。

高齢化率は2050年には29.3%（約3人に1人が高齢者（65歳以上））に上昇し、高齢化がさらに進行する。高齢化の進行に伴い、世帯主の年齢が65歳以上の高齢世帯が増加し、さらにそのうち一人暮らしの世帯は2020年の89万世帯から2050年には124万世帯に増加、高齢世帯の46.5%を占めることとなる。

年少人口（15歳未満）は135万人、生産年齢人口（15～64歳）は825万人となり、2020年に比べ年少人口は14%、生産年齢人口は11.1%減少する見込みである。2020年は現役世代（生産年齢人口）約3人で1人の高齢者を支えていることになるが、2050年には約2人で1人の高齢者を支える社会が到来することになる。

⁵ 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）」

⁶ 東京都政策企画局「『未来の東京』戦略 付属資料 東京の将来人口(令和6年8月改訂)」



外国人人口については、公表されている推計値がないため、あくまで公表数値を基に単純計算した参考数値⁷を、2050 年のイメージとして提示する。

まず、東京の外国人人口は 2020 年の約 58 万人（総人口に占める割合は 4.2%）から、2050 年には約 192 万人に増加し、総人口の 13.3%を占める計算となる。区市町村別にみると、区部では約 16%、市部でも約 7%に上昇する。

また、都内の生産年齢人口のうち、外国人の生産年齢人口は約 113 万人（約 12%）、年少人口は約 63 万人（約 7%）老年人口は約 17 万人（約 2%）となる。

イ 社会・経済情勢の変化

「2050 東京戦略（案）」においては、都政を取り巻く情勢の変化を以下のとおり整理している。

⁷ 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和 5 年推計）」「地域別将来推計人口（令和 5 年推計）」、東京都総務局「住民基本台帳による東京都の世帯と人口（令和 2 年 1 月）」をもとに単純計算したもので、2050 年までに起きる社会経済環境の変化や諸政策（外国人受入れ等）及びその他の人口変動要因の趨勢は一切考慮していない。

(ア) 社会経済情勢の変化

森記念財団の世界の都市総合ランキング 2024 では、東京は、総合スコアで 48 都市中最大の伸びとなり、東京の評価が高まっている。

コロナ禍を乗り越え、経済面の複数の指標において、過去最高を更新するほか、次代を担う若い力の成長への期待が高まるなど、社会経済情勢には変化の兆しが生じている。

(イ) 人口減少・少子高齢化

東京では、2035 年には高齢化率が約 25%に達し、2065 年には現役世代 2 人で 1 人の高齢者を支える社会が到来。高齢化による社会保障費の増大も懸念される。

近年、労働力の超過需要による人手不足感が強まっており、今後、生産年齢人口の減少も相まって、労働力不足の深刻化が懸念される。

(ウ) 気候危機

地球の平均気温の上昇幅は、1990 年以降上昇トレンドに転じ、2024 年には過去最高を更新し、初めて 1.5 度を超えた。地球沸騰化が叫ばれる中、気候危機は一刻の猶予も許されない深刻な状況。

猛暑や局地的大雨の頻発化など、気候変動がもたらす災害の脅威は深刻化気候危機の深刻化に伴い、世界的にも災害が頻発化・激甚化しており、経済面でも 1970 年代と比較しても 8 倍超の損失が生じている。

海面は 2050 年までに 2023 年から最大 30cm 上昇するとの予測がある。このペースで上昇し続ければ、大津波の発生頻度が現在の 30 倍に増えるとの試算も存在する。

(エ) AI 等テクノロジーの進化

生成 AI をはじめとするテクノロジーの爆発的な進化スピードは我々の予想をはるかに超えており、今後、生活のあらゆる場面で不可欠な存在となっていく。

生成 AI やエージェント型 AI 等の急速な発達により、AI が人間の知能を超える瞬間、いわゆる「シンギュラリティ」が予想よりも早く到来するという予測もある。

(オ) 構造的課題の先鋭化

ロシア・ウクライナ情勢に加え、米中覇権争いといった国際情勢の悪化などにより、サプライチェーンの混乱などが発生している。

エネルギー自給率や食料自給率の低さなど日本が抱えてきた構造的課題が先鋭化していくことが懸念される。

これらを踏まえると、多文化共生に関連して例えば次のような変化が想定される。

まず、日本国内及び都内において外国人人口とその総人口に占める割合が大幅に増加し、日本社会の構成員として外国人の存在感が非常に大きなものとなる。外国人住民の活躍は、経済発展に欠かせなくなる一方、高齢化社会において、日本人に限らず、言語や文化の異なる外国人高齢者の介護・福祉ニーズも高まる。

また、生成AIをはじめとするテクノロジーの進化に伴い、多言語翻訳技術が向上すると、情報伝達手段としての言語学習は必要なくなり、言語学習は、デジタルでは代替の難しい心理的な交流のための手段として習得することが求められるなど、その意義についても変化すると考えられる。

さらに、今後いつ発生してもおかしくない首都直下地震や、激甚化する自然災害等の脅威により、地域防災の重要性がより一層高まり、地域コミュニティの活力をより一層高めていくことが求められる。

他にも、国の外国人材受け入れ施策として、技能実習制度に代わる育成就労制度が2027年に新たに施行される。同制度では、就労を通じた人材確保及び人材育成を目的に、原則3年で特定技能1号の水準の人材を育成するとしており、家族帯同や無制限就労が可能な特定技能2号へのキャリアアップも容易となる。2023年の特定技能2号の対象分野拡大とともに、同制度により外国人のさらなる定住化が見込まれることになる。

(2) 2050年の東京の将来像

このように予測される社会情勢の変化も踏まえ、「2050 東京戦略（案）」では、2050 年代のビジョンとして「世界で最も外国人が暮らしやすく、世界から「選ばれる都市」となり、都市の文化的多様性の高さを源泉に、東京が更に成長」を掲げている。

この将来像を具体化するため、多文化共生推進委員会において 2050 年の東京や日本が

こうなってほしい目指すべき社会と回避すべき社会の将来像に関して意見を聴取した。

ア こうなっていてほしい目指すべき社会（Good シナリオ）

- 外国人自身が外国人と意識せず「都民」として社会に貢献していると認識でき、活躍できる社会
- 地域社会の一員として暮らし、地域活動への参加など、日本人住民と豊かな新しい地域を共に作り上げられる社会
- デジタル化の発達によって言葉の壁が解消し、日本人・外国人と意識せずに交流できる社会
- 子供や若者への教育環境が充実し、高齢者や障害者への福祉が行き届いた社会
- 誰もが多様性を価値と感じ、外国人と共生することが日本の課題解決に繋がる社会

イ 何もしなければこうになってしまう、回避すべき社会（Bad シナリオ）

- 日本人・外国人問わず人材が国外に流出し、東京の国際的地位が低下した社会
- 教育や福祉の支援が十分に機能せず、社会から孤立した家族や不良化した子供たちが増えている社会
- 外国人が「義務を怠る」「非協力的だ」と差別・偏見意識が助長・拡大される社会
- 日本社会や文化に興味がなく、それぞれのコミュニティに閉じこもって地域になじもうとしない人が増え、日本人との摩擦の増加や治安の悪化といった社会不安や地域分断に陥る社会

2050年には下段のような Bad シナリオを回避し、上段のような Good シナリオの社会を実現するために、各主体が目標を共有し、互いに連携しながら、より効果的な取組を体系的に推進していかなければならない。

第2 多文化共生社会実現のために目指す基本目標と3つの施策目標

1 基本目標

第1章で示した「目指すべき2050年の東京の将来像」を実現するため、下記のとおり基本目標を定める。

**多様性を都市づくりに活かし、全ての都民が東京の発展
に向けて参加・活躍でき、安心して暮らせる社会の実現**

基本目標で掲げた社会を実現するため、3つの施策目標を掲げ、取組を進めていくこととする。

2 施策目標と展開例

施策の実施に当たっては、在住外国人の人口や割合の増加、デジタル化の急速な進展、気象災害の激甚化など、時代の変化に合わせた対応が求められる。

そこで、施策目標及びその展開例について、以下のとおりアップデートを行う。

施策目標1

全ての外国人が活躍できる社会の仕組みづくり

外国人が持てる能力を最大限発揮し活躍できる環境を整備、住民の一人として外国人が地域社会へ参加を促進

東京に暮らすことで、誰もが幸せを実感でき、住み続けたい都市となるためには、全ての外国人がその能力を最大限発揮し、東京の一員として社会で活躍できる環境を整備することが必要である。この実現に向けては、以下のような現状・課題がある。

※多文化共生推進委員会での主な意見

- ・地域日本語教育の推進について（日本語教育を通じて地域への定着を目指すことが重要であり、東京として更なる取組が必要）
- ・日本語が話せない子供たちをそのまま放置すると、学校に行けない、就職できないということになり、社会の一員として活躍することが難しくなる。
- ・不就学の子供が相談できる居場所とそこからのつなぎ先が必要
- ・今後、外国人を支援の対象として見るのではなく、地域社会に貢献した、協力したいという外国人の力を活用していくことが重要
- ・来日する外国人の中には、東京で起業を希望する人も多い。経済活動を盛り上げてくれる優秀な人材が就労や起業を希望する際に叶えやすくするための環境の整備が必要

（１）地域日本語教育の推進

（現状）

2019年に施行された「日本語教育の推進に関する法律」に基づき、多くの自治体で、地域日本語教育の取組が検討されるようになったが、その取組状況や内容は地域の在住外国人の状況や日本語教室などの有無によって様々である。

都では、2023年に区市町村が主体的に体制を構築する上で参照できるように目標や目指すべきレベルを定めた「東京における『地域日本語教育の体制づくり』のあり方」をまとめ、区市町村の取組をバックアップすることとしている。

（課題）

区市町村が主体となった地域日本語教育の体制づくりは着実に推進されてきているが、取組状況や内容は地域によって依然差がある状態である。

また、日本語学習機会を提供していても、行政や地域と接点を持ってない/持とうとしない外国人住民にどうしたら地域の日本語教育に関心をもち、参加してもらえるか、課題に感じている自治体も多い。

来日間もない日本語能力がゼロレベルの学習者や、地域との接点を持ってない外国人住民を日本語教育の場につなげられるよう、地域住民に最も近い区市町村をはじめ、国際交流協会等地域の様々な主体と連携して地域日本語教育の体制整備をさらに推進していく必要がある。

（施策の展開例）

（２）日本語を母語としない子供の支援

（現状）

東京に暮らす在住外国人の増加に伴い、外国人の年少人口も増加傾向である⁸。都は 2022 年 4 月に、「子供政策連携室」を発足し、組織横断で取り組む「リーディングプロジェクト」の 1 つとして、関係各局が連携し「日本語を母語としない子供」への支援を展開している。

（課題）

日本語を母語としない子供の中には、日本語が十分にわからない、または日常の会話は普通に出来るものの、読み書き、特に学習に必要な言語の習得が不十分な場合も少なくない。子供の日本語教育には、学校や家庭での学習支援が不可欠であるが、これらの支援体制が不十分だと、子供の健全な育成や能力の発揮が阻害されるケースが増加しかねない。

日本語を母語としない子供が自分らしくいきいきと活躍できる社会を目指して、地域や学校への適応を支援するとともに、心理面や生活面等の支援を引き続き行う必要がある。

（施策の展開例）

（３）企業誘致のための受入体制

（現状）

都は、東京を世界一のビジネス都市として進化させるため、高度外国人材の積極的な受入れ・就労促進を実施している。

外国人・外国企業の都内進出をサポートするため、ビジネスに関する多様な支援ニーズをワンストップかつ英語で対応する窓口（ビジネスコンシェルジュ東京）を設置している。

（課題）

外国から企業が進出する際に必要な手続きなどのビジネス面でのサポートに加え、医療制度、子供の教育環境など生活のために知っておくべき日本の制度や慣習など、東京で暮らすための有用な情報を提供する必要がある。さらに、言葉の壁などから情報の取得方法などに課題を感じているビジネスパーソンも多いことから、正しい情報に容易にアクセスできるよう総合的なサポートをすることが必要である。

⁸ 東京都教育委員会「公立学校統計調査報告書（令和 5 年度）」

（施策の展開例）

（４）留学生等の活躍支援

（現状）

国は、国際競争力の強化の一環として、外国人の留学生・受入れを 2020 年までに 30 万人にするという計画を、2033 年に 40 万人にするとして上方修正した⁹。東京には多くの教育機関が立地しており、多様な国、地域から外国人留学生の受入れを促進し、卒業後も日本で活躍できるよう日本語教育の支援体制を整備している学校も多くある。

（課題）

東京で学問に励み、生活している留学生は、卒業後も東京で就業し、活躍されることが期待される。しかし、卒業後も「日本において就職希望」と回答する私費留学生は、近年減少傾向である¹⁰。また、日本国内で就職した留学生からは日本の就職活動の仕組みや企業研究の方法を知らないため、就職活動が難航し、東京で活躍したくても就職ができないという声もある¹¹。

東京において就業し、活躍する機会を広げていくことは、海外展開を進めたいと考えている中小企業にとっても、留学生等の存在が日本と母国をつなぐ役割を果たす貴重な存在となり、留学生等・企業双方にとってメリットがある。

東京で暮らす留学生等が卒業後も地域で定住・定着し、より一層活躍できるようになるための支援を行っていく必要がある。

（施策の展開例）

（５）あらゆる場面における外国人当事者の社会参画・活躍促進

（現状）

住民の高齢化が進む中、町会・自治会や、ボランティア団体の担い手も高齢化が進んでいる。2023 年に都が実施した「町会・自治会活動に関する調査」によれば、町会・自治会への加入率は年齢が上がるにつれて加入の割合が高くなっており、活動の担い手の高齢化や担

⁹第 5 回教育未来創造会議（2023 年 3 月 17 日）

¹⁰（独法）日本学生支援機構「私費外国人留学生生活実態調査概要（令和 5 年度）」

¹¹（独法）日本学生支援機構「外国人留学生進路状況（令和 3 年度）」

い手不足が課題に挙げられている。

(課題)

職場や学校など日常生活の付き合いの中で、課外活動に参加することはあっても、コミュニケーション等の壁から町会や自治会といった地域活動に参加する人が少ないのが現状である。外国人住民も日本人と同様、地域の構成員であり、支援の受け手として捉えるだけではなく、地域の担い手として活躍できるよう地域活動への参加の機会拡大に取り組むことが必要である。

(施策の展開例)

施策目標2

全ての外国人が安心して暮らすことができ、また生活をより楽しむために必要なサポートの充実

教育・医療・防災など生活全般に関する情報だけでなく、観光・芸術・文化・スポーツなどの情報を提供するなど、安心して生活でき、かつ東京での生活をより楽しめるようなサポートを充実

東京では、地域で暮らす外国人が安心して生活できるよう、区市町村や国際交流協会、外国人支援団体が中心となり、外国人の生活に関する様々な取組を実施している。外国人の生活に関して、以下のような現状・課題がある。

※多文化共生推進委員会での主な意見

- ・来日直後は、日本での生活に関する情報がなかなか行きわたらない。区市町村では外国人向け生活情報の冊子も作成しているところもあるが、実際に外国人の手に渡り、どれくらい活用されているか不明である。これらの情報を集約して周知することが大切
- ・医療、福祉、住居など日本と外国のルールの違いなど情報の窓口を一元化すると、支援策が生きる。
- ・東京に住む外国にルーツのある人々は多様であることから、それぞれをセグメントし、ターゲットを意識した情報の発信、施策の展開が重要である。
- ・「やさしい日本語」の普及やコミュニケーションは重要だが、外国人相談の場面や、本当に困った時など、一定の言語レベルが必要なものは、多言語対応が必要
- ・高齢化した外国人の介護・福祉といった課題もあるため、既存の福祉制度に多文化対応を取り込んでいく

ことも重要

（１）生活面での情報提供

（現状）

日本で暮らす外国人が必要とする情報はそれぞれの抱える事情により異なるが、外国人向けの情報は、官民間問わず多様な媒体から発信されており、多言語対応も進んでいる。

しかし、依然として情報の入手に課題を抱えている外国人は多い¹²。

都では、外国人が地域で暮らすうえで必要な生活情報をポータルサイトに集約し、多言語での一元的発信を行っている。また、医療機関に向け外国人患者への対応に役立つ情報をポータルサイトに発信している。さらに、観光の公式サイトを多言語で運営し、国内外に向け観光情報を発信している。

（課題）

必要とする人に正確な情報が届くよう、情報をさらに充実させるとともに、デジタル技術や SNS などを活用しながら、外国人の特性や背景等を踏まえた効果的な働きかけ・周知を図る必要がある。

国際的なイベント等を通じ、東京の魅力を国内外に発信していく必要がある。

（施策の展開例）

（２）防災意識の普及啓発

（現状）

災害が発生した場合には、言語の問題等によって状況把握や避難方法に困難を生じ、避難所での生活を円滑に送ることも難しい方が存在する。都では、外国人を発災時の要配慮者に位置付け、発災時に外国人を含む避難者が安全に避難できる体制について検討を進めている。

（課題）

発災時に外国人が適切な避難行動がとれるよう、平常時から各主体が連携・協働して普及啓発や体制整備に取り組む必要がある。

¹² 出入国在留管理庁「在留外国人に対する基礎調査（令和４年度）」

発災時には、外国人が必要とする正しい情報を容易に得ることができるような環境を構築することが重要である。

(施策の展開例)

(3) 相談窓口

(現状)

外国人への相談窓口は国や都、区市町村、国際交流協会、民間支援団体など様々な主体が運営しているが、外国人の増加等に伴い、相談の内容も多様化かつ複雑化し、一つの窓口での問題解決が困難な事例が増えてきている。

都では、相談窓口に最新のつなぎ先や支援情報等を提供するシステムを構築し、相談機関や支援主体とのネットワークを築くことにより、多種多様な課題に対して適切な支援先の案内に努めている。また、電話相談をフリーダイヤル化し、生活困窮者等でも相談できる体制を整備している。

(課題)

相談窓口が地域に浸透し、必要な方が気軽に利用でき、必要な支援につながるができるよう、さらなる周知拡大に努める必要がある。

(施策の展開例)

(4) 多様な地域リソースとの連携

(現状)

外国人住民が生活の中で抱える課題は一人一人の状況に応じて様々であり、その支援のあり方もそれぞれに異なる。地域には、行政機関のほか、民生委員・児童委員や、国際交流協会、NPO等の外国人支援団体、社会福祉協議会、地域のボランティア日本語教室など様々な主体が存在しており、多言語の対応をはじめ、様々な支援が展開されている。

(課題)

地域にはフォーマルな福祉サービスとともに、様々なインフォーマルな福祉サービスも提供されており、外国人住民も地域の一員としてそれらのサービスを享受することが出来るが、実際にサービスにたどり着くまでには、言語の問題や文化的な背景など様々な壁が存在する。

そのため、これら多くの関係機関と区市町村域を超えた連携を図りながら、外国人住民の生活をサポートしていくことが重要である。

(施策の展開例)

施策目標 3

互いの個性を認め合い、多様性を尊重しながら支え合える意識の醸成

外国人を含む全ての人が互いの文化を尊重すると共に、日本のルールや習慣への理解を促進し、共に支え合う意識を醸成

多文化共生社会の実現には、国籍・民族・宗教等の違いを超えて、同じ社会をつくる一員として、多様性を尊重し受け入れる地域社会側の共生意識が必要である。多文化共生に関する意識について、以下のような現状・課題がある。

※多文化共生推進委員会での主な意見

- ・日本人受入側の意識改革・意識醸成が必要
- ・例えば、ごみの出し方の問題など、文化・習慣の違いにより外国人と日本人との間でトラブルが発生する場合があるが、日本人に対しても文化・習慣の相互理解を進めるといった多文化共生についての考え方を普及啓発する必要があると感じている。
- ・意識醸成のためには、子供へのアプローチが重要。親が学校に働きかけることも必要
- ・外国にルーツを持つ人は支援される立場であるという無意識のバイアスを向けられることが課題。町会・自治会等地域のコミュニティでの多文化意識の醸成には時間がかかるが、外国にルーツをもつ人自身が地域に貢献できる場を広げていくことが重要
- ・多様性を認め共に暮らしていくという日本人側の配慮だけでなく、外国人側も日本文化に敬意を払い共生していくことが重要であり、日本人と外国人双方のムーブメントにしていく必要がある。
- ・銀行や不動産屋など暮らしに関わる手続きに難解な日本語が出てくることがある。地域において「やさしい日本語」が普及すると望ましい。

(1) 共生意識・異文化理解

(現状)

日本人も外国人も双方の文化・慣習に対する理解不足から、誤解や偏見、トラブルが生じるケースがある。また、外見や国籍だけで判断や区別をするなど、「外国人だからこうだ」と

いう無意識の思い込みも依然として存在する。

都では、多様な人が共に支え合う「インクルーシブシティ東京」の実現に向け、外国人へのルールやマナーに関する情報提供及び普及啓発に取り組んでいるほか、広く都民等に対して、人権尊重の理念の浸透に向けた普及啓発等の取組を推進している。さらに、次世代を担う子供たちの多文化共生の精神を涵養し、協働する力の育成を行っている。

（課題）

都が 2024 年6月に実施した世論調査の結果では、異なる国籍・文化的背景を持つ人と関わる上で、様々な違いが「壁」となっていることが明らかとなった。「インクルーシブシティ東京」の実現に向けては、当該調査結果も踏まえ、受け入れ側の多文化共生意識の醸成をより一層推進する必要がある。

また、将来を担う子供たちが、グローバルな視点に立った様々な資質・能力を小・中・高等学校を通して身に付けることが引き続き重要である。

（施策の展開例）

（２）やさしい日本語の普及・啓発

（現状）

災害発生時に、外国人にできるだけ早く正しい情報が伝えられるようにと考えだされ、外国人への情報提供ツールとして広がった「やさしい日本語」は、災害時のみならず、医療や福祉、学校教育、文化施設など様々な分野や場所で、その活用が広がっている。また、誰にでもわかりやすいユニバーサルな言葉として外国人だけでなく、子供や障害者、高齢者などあらゆる対象に広く使われるようになってきている。

都は、引き続き様々な組織や場所、分野においてやさしい日本語の活用を進める普及啓発及びやさしい日本語に関わる人材を増やす人材育成を両輪で実施している。

（課題）

やさしい日本語の普及や活用は着実に拡大しているものの、地域で外国人と共に暮らす都民の認知度は、必ずしも高くはない¹³。

やさしい日本語は、日本語話者が相手に合わせてそのレベルや話し方を調整する必要がある

¹³ *（公財）東京都つながり創生財団「やさしい日本語に関する都民の意識調査（令和6年度）」

り、日本人と外国人ともに歩み寄る多文化共生の意識を持つことが重要である。

思いやりのコミュニケーションツールと言われる「やさしい日本語」を多くの人に知ってもらうことで、日本語を母語としない人だけでなく、子供やお年寄り、障がいのある方など、多様な背景をもつ人たちが皆が地域社会の一員として、共に生きる多文化共生社会づくりの基礎づくりを行っていく必要がある。

(施策の展開例)

(3) 地域コミュニティにおける外国人住民との共生

(現状)

外国人を地域住民の一員として受け入れる意識が重要である一方、世論調査から分かるように日本人住民と外国人住民との間での交流は依然として少ない。

都や東京都つながり創生財団では、地域社会において中心的な役割を果たす町会・自治会が行う地域の祭りや防災訓練などを通じ、外国人住民の地域活動の参加を促進しているほか、町会・自治会の事業への伴走支援や、取組事例等のポータルサイトでの周知などを通じて、地域社会から多文化共生の機運醸成を図っている。

(課題)

今後ますます地域で暮らす外国人が増えることが予想される中、地域コミュニティにおける取組はより一層重要性を増しており、多文化共生に取り組む地域を広げていく必要がある。

また、未だ様々な場面において外国人は支援の対象として捉えられ、活動の担い手となる場面が少ない。外国人も地域社会で活躍できる場面を増やしていく必要がある。

特に地域防災において、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人が災害時において迅速かつ的確な行動が取れるよう、外国人住民へ防災知識を普及啓発する必要がある。同時に、地域の構成員として外国人住民にも地域防災の担い手として活躍が期待される。

(施策の展開例)

3 施策の体系

基本目標及び施策目標に基づき、施策全体を以下のとおり体系的に整理し、推進していく。

(体系図)

第3 多文化共生社会を実現するために必要な各主体の役割

1 国、東京都、東京都つながり創生財団、区市町村、区市国際交流協会、外国人支援団体の役割

多文化共生推進の取組を着実に実現するには、国、東京都、東京都つながり創生財団、区市町村、区市国際交流協会、外国人支援団体等が、それぞれの役割を踏まえて相互に連携を図ることが必要不可欠である。

そこで、各主体の役割分担を明確化し、都が中心となって各主体への働きかけ等を実施していく。

(1) 国

多文化共生社会の形成のためには、人権尊重や社会参画、国際協調といった多文化共生の基本理念を定め、国や都道府県に基本計画等の策定を義務づけ、施策の推進に向けた法整備が必要である。それにより、国と地方自治体、企業や市民団体等の連携・協働が進み、地域社会の取組が一層効果的なものとなる。

全国そして特に東京都において、今後ますます外国人住民が増加することが見込まれる中、外国人の適正かつ円滑な出入国管理を図るほか、地域による取組格差が生じないよう、日本語教育や外国人相談等に対する十分な財政支援を通じて、各自治体が多文化共生に積極的・継続的に取り組めるよう後押しすることが求められる。

(2) 東京都

東京都は広域自治体として、都内全域での多文化共生推進に向けた基本的方針の提示や、区市町村をはじめとする各主体との連携・協働を通じて、地域で多文化共生を推進する各主体の取組を後押しすることが基本的な役割である。

具体的には、区市町村への緊密な情報共有や財政支援等により、区市町村主体の多文化共生施策を促進するとともに、区市町村単独では対応が困難な広域的な課題の解決に向けて積

極的に取り組むことが挙げられる。

加えて、東京都つながり創生財団と共に、都内の多文化共生に関わる様々な団体と連携・協働していく。多文化共生施策は教育・労働・福祉など多分野にまたがることから、都庁内各局で緊密に連携することも不可欠である。

（３）東京都つながり創生財団

東京都つながり創生財団は、これまで都の多文化共生・国際交流事業を推進してきた国際交流委員会の事業を継承・拡充し、2020年10月に都の多文化共生社会づくりと共助社会づくりを推進するため設立された。

広域的な中間支援組織として、区市町村や国際交流協会、外国人支援団体等とのネットワーク構築による協働の推進や、都の基本的方針に基づく事業の実施を通じて、都内各地域における多文化共生社会づくりをバックアップすることが基本的な役割である。

具体的には、地域の各主体との継続的な関係構築を通じて、各団体の事業に対する側面支援・後方支援やコーディネート機能を強化するとともに、団体間のネットワークの充実や協働をより一層推進していく。

加えて、複雑・高度化する諸課題に対応するために、多文化共生に関する調査研究等を通じた課題の抽出・分析に取り組むことが求められる。

また、ボランティア文化の定着や地域コミュニティの中核を担う町会・自治会を支援し、地域で暮らす人々が共に支え合う共助社会づくりの取組を通じ、外国人が住民の一人として地域活動に参加できる環境づくりを進める。

（４）区市町村

区市町村では、これまで在住外国人が多い自治体を中心に、地域の実情を踏まえた取組が実施されてきた。近年では多文化共生の専管部署を設置する自治体や外国人相談窓口を新たに設置する区市町村など、外国人住民との共生の取組を強化する自治体が増えてきている一方で、外国人住民の増加に対応が追いついていない自治体も多い。

区市町村は、外国人に最も身近な行政機関であり、多文化共生の地域づくりにおいて最も重要な主体である。

地域における外国人の現状を踏まえつつ、在住外国人を直接支援する主体として、的確に

行政サービスを届けることができる体制を整備するとともに、地域住民の受け入れ意識を醸成し、外国人と日本人が共に参加・活躍できる地域づくりを推進していくことが望まれる。

さらに、国際交流協会やNPO等民間支援団体のほか、地域社会において重要な役割を果たす町会・自治会など、多様な主体との連携・協働のため、地域リソースを的確に把握するとともに、関係者同士の情報共有・協議の場を設けるなどの取組が望まれる。

（５）国際交流協会

都内には区市と連携して国際交流・多文化共生を推進している国際交流協会が22団体ある。これらの団体は、主に日本語教室や子供の学習支援、ボランティアの育成、国際交流サロンの開催等、様々な工夫を行いながら地域に密着した活動を行っている。

区市の国際交流協会は、多文化共生に関する専門性、地域に密着した情報、そして団体ならではの機動力を有する。

こうした強みを生かして、さまざまな地域社会の担い手をコーディネートし、地域の国際交流や多文化共生の推進の現場を担うことが期待される。

具体的には、都や区市町村、東京都つながり創生財団のほか、地域の様々な主体と連携し、多言語情報の提供、相談事業、外国人と日本人の交流事業など、各地域の課題やニーズに対応した取組を推進することが望まれる。

（６）NPO 等外国人支援団体

都内には外国人支援を行うNPO等の民間団体が約300団体ある。在住外国人の増加に伴い、支援を必要とする外国人のニーズは複雑・多様化しているが、担い手不足等の課題を抱えているところもある。

NPO等の民間支援団体は、行政区に縛られないノウハウや情報を持つことが最大の強みである。

行政の手が行き届かない外国人が抱える課題に対し、それぞれが持つ専門性やノウハウを生かしたきめ細かい支援を行うとともに、社会情勢の変化に即した柔軟かつ機動的な活動の展開が望まれる。

また、外国人の地域活動等への積極的な参加を促進するほか、外国人と日本人が共に活躍

できるサポートの役割を担うことも期待される。

2 都民や企業、教育機関など全員参加による多文化共生推進

多文化共生社会の実現には、上記のほか、都民や企業、教育機関等の各主体が多文化共生の意識をもって取組を行うことが欠かせず、それぞれに期待される役割がある。

(1) 都民に期待されること

日本人も外国人も全ての都民が、お互いを尊重し合いながら、共生できる社会を築くためには、それぞれの文化や生活習慣の違いを認め合い、多様性を受け入れていくことが重要である。そのためには、都民一人一人が、地域や学校、職場での気軽な交流などを通じ、多文化共生社会を共に創る当事者としての意識を持つことが期待される。

(2) 町会・自治会等の地域コミュニティに期待されること

地域社会においては、PTA や子供会、敬老会等、様々な地域コミュニティが存在しているが、その中でも、地域コミュニティの中核として、住民間の交流や見守りなど地域活動の課題解決に取り組む町会・自治会の存在は地域社会において重要である。地域住民にとって最も身近な組織として、地域福祉や防災などの対応を外国人住民と協力して行い、外国人住民と日本人住民の「顔の見える」関係づくりの構築に資することが期待される。

(3) 企業に期待されること

多様性が新たな創造を生み、イノベーションにつながるという認識の下、外国人を日本人と同様に企業活動を支える重要な人材と捉え、外国人留学生や定住外国人の採用・育成に努めるとともに、多様性を尊重した職場環境の構築、キャリア開発と成長の機会提供、職務に必要な日本語学習機会の提供や日本のビジネス習慣の理解促進など外国人社員の受入れ体制を整備し、企業への適応を促進することで、その能力を発揮できる環境整備を充実させていくことが期待される。

さらに、企業は外国人の活躍推進の取組を社会に向けて広く発信する他、企業やそこで働く従業員が持つ、人材活用や人材育成、マーケティングといったノウハウを地域社会に貢献することが期待される。

（４）大学等の研究機関に期待されること

グローバル化を推進し、多文化に関わる調査・研究など、教育・研究機関としての高度化を図り、研究成果を広く都民に還元することが望まれる。また、全ての学生や教員に対して多様性の意識を高め、多文化共生への関心及び理解を促す魅力ある大学づくりを進める。外国人留学生に対しては、日本への理解を深め、社会で活躍できる人材を育成することが期待される。

（５）学校（小・中・高等学校）に期待されること

「誰一人取り残さない」考えのもと、外国人児童・生徒等の就学機会の確保を保障し、日本で生活していくために必要となる日本語教育や、学習指導における適切なサポートを更に充実させていくことが期待されている。

また、将来の東京の発展を支えるグローバル人材を育成する観点から、日本語教育に留まらず、異文化理解・多文化共生の意識醸成やキャリア教育の充実など、地域の教育委員会と各学校の連携を強化し、外国人児童・生徒が自ら未来を描き、切り拓くことができるよう支援体制の整備が求められる。